**介護予防・生活支援サービス事業のサービス単価の一部改正(案)について**

1. 改定時期

令和6年4月1日

介護職員等処遇改善加算（旧介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）については、令和6年6月1日からの改定となります。

1. 訪問型サービスの主な変更内容

👉 訪問介護相当サービス費Ⅳ～Ⅵ（1回あたりの単位）が、一律287単位に統合されます。

👉 口腔連携強化加算が新設されます。

1. 通所型サービスの主な変更内容

👉 運動器機能向上加算が基本サービス費に包括化されます。

👉 選択的サービス複数実施加算が廃止され、一体的サービス提供加算が新設されます。

👉 事業所評価加算が廃止されます。

👉 送迎減算が新設されます（同一建物減算が算定されている場合は、算定されません）。

1. 処遇改善加算について　※令和6年6月1日改定

👉 現行の3加算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）から、介護職員等処遇改善加算に一本化されます。

1. その他

* 本案は、令和6年3月7日時点で国から示された告示案を基に作成したものであり、実際のサービス単価は、令和6年3月中に予定されている国の告示後に決定いたします。決定後は改めて通知いたします。
* 今回の改正に伴う利用者への説明及び契約変更手続き等につきましては、各事業所でお願いします。
* 単位数マスタ（ＣＳＶ）は令和6年4月中旬頃に区ホームページにアップする予定です。

《問合せ先》

新宿区福祉部地域包括ケア推進課介護予防係　事業所指定担当

TEL 03‐5273‐4568（係直通）

FAX　03‐6205‐5083